

今年は4月に診療報酬の改定が行われました。

診療報酬の改定は、中央社会保険医療協議会の答申を受けて、厚生労働大臣が2年ごとに行っているものです。皆さまが保険医療機関の窓口で支払われる医療費の金額にも影響してきますので、診療報酬の改定の概要について、簡単にご紹介させていただきます。

そもそも診療報酬とは何でしょうか？

診療報酬とは、保険医療機関が患者に対して行った医療行為等(診察、検査、処置、リハビリ、手術等)の対価として患者や保険者(全国健康保険協会、健康保険組合等)から受け取ることのできる報酬のことです。保険医療機関が行う医療行為等は細かく点数化(1点は10円)されており、保険医療機関は、実際に行った医療行為等に対する点数を合計し、負担割合に応じて算出した金額を患者から一部負担金として保険医療機関の窓口で受け取ります。そして、残りを審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会)へ請求します。審査支払機関では保険医療機関の請求内容について審査を行い、請求内容が適正であれば、患者が加入している保険者から審査支払機関を通じて保険医療機関へ診療報酬が支払われることになります。

なお、保険薬局での調剤等についても、調剤報酬として点数化されており、診療報酬と同時期に改定が行われています。

平成28年度診療報酬改定の概要

今回の改定は、診療(調剤)報酬の本体部分が0.49%増(医科0.56%増、歯科0.61%増、調剤0.17%増)、薬価部分が1.22%減、材料価格部分が0.11%減となりました。

「本体部分」とは、保険医療機関が行う医療行為等そのものに対する報酬、「薬価部分」とは、患者に投与したり、手術や処置等の際に使用した薬剤に対する報酬、「材料価格部分」とは、手術や処置等の際に使用した医療材料(例：カテーテルやチューブ、人工関節等)に対する報酬を指します。

今回の改定では、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムと効果的・効率的で質の高い医療提供体制の構築を図り、地域包括ケアシステムの推進と医療機能の機能分化・強化、連携に関する充実等に取り組むこととしております。

改定の基本的な視点は、「病床の機能分化・連携」や「かかりつけ医機能」等の充実を図りつつ、「イノベーション」(新技術や新薬等の保険導入)、「アウトカム」(費用対効果の評価)等を重視し、地域で暮らす国民を中心とした、質が高く効率的な医療を実現することであり、次の4つの視点から改定が行われました。

I 地域包括ケアシステムの推進と医療機能の 分化・強化、連携に関する視点

- 医療機能に応じた入院医療の評価
- チーム医療の推進、勤務環境の改善、業務効率化の取組等を通じた医療従事者の負担軽減・人材確保
- 地域包括ケアシステム推進のための取組の強化
- 質の高い在宅医療・訪問看護の確保
- 医療保険制度改革法も踏まえた外来医療の機能分化

II 患者にとって安心・安全で納得できる効果的・ 効率的で質が高い医療を実現する視点

- かかりつけ医の評価、かかりつけ歯科医の評価、かかりつけ薬剤師・薬局の評価
- 情報通信技術(ICT)を活用した医療連携や医療に関するデータの収集・利活用の推進
- 質の高いリハビリテーションの評価等、患者の早期の機能回復の推進
- 明細書無料発行の推進

III 重点的な対応が求められる医療分野 を充実する視点

- 緩和ケアを含む質の高いがん医療の評価
- 「認知症施策推進総合戦略」を踏まえた認知症患者への適切な医療の評価
- 地域移行・地域生活支援の充実を含めた質の高い精神医療の評価
- 難病法の施行を踏まえた難病患者への適切な医療の評価
- 小児医療、周産期医療の充実、高齢者の増加を踏まえた救急医療の充実
- 口腔疾患の重症化予防・口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した医療の推進
- かかりつけ薬剤師・薬局による薬学管理や在宅医療等への貢献度による評価・適正化
- 医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーションや医療技術の適切な評価
- DPC に基づく急性期医療の適切な評価

IV 効率化・適正化を通じて制度の持続 可能性を高める視点

- 後発医薬品の使用促進・価格適正化、長期収載品の評価の仕組みの検討
- 退院支援等の取組による在宅復帰の推進
- 残薬や重複投薬、不適切な多剤投薬・長期投薬を減らすための取組など医薬品の適正使用の推進
- 患者本位の医薬分業を実現するための調剤報酬の見直し
- 重症化予防の取組の推進
- 医薬品、医療機器、検査等の適正な評価

平成 28 年度診療報酬改定に関する内容の詳細については、[☆厚生労働省ホームページ\(平成 28 年度診療報酬改定について\)](#)をご覧ください。

かかりつけ薬剤師・薬局を持ちましょう

今回の診療報酬改定により、「かかりつけ薬剤師」の評価がスタートしました。

かかりつけ薬剤師とは何でしょうか？

体調が悪くなったりした際に毎回受診したり相談できる、“かかりつけ医師”を決められている方も多いことと思います。これと同じように“かかりつけ薬剤師”とは、どの医療機関を受診しても、身近なところなどにあるかかりつけ薬局に処方せんを持参することで、患者の服薬状況を一元的・継続的に把握し、それに基づき患者への服薬指導等を行う一定の要件を満たした薬剤師のことをいいます。

かかりつけ薬剤師・薬局の主なメリット

- 同じような薬が重複して処方されていないか、飲み合わせの悪い薬が処方されていないかなどを一般用医薬品を含めて確認してもらえます。
- 患者の服薬状況や指導内容を処方医に提供し、必要に応じて処方提案を行います。
- 患者からの相談に 24 時間応じることができます。
- 在宅での療養が必要な場合にも、薬の管理、服薬指導を受けられます。

かかりつけ薬剤師を利用することにより、「薬剤服用歴管理料（38 点又は 50 点）」の代わりに「かかりつけ薬剤師指導料（70 点）」が算定されます。